

令和4年7月28日
関東森林管理局

事業者の皆様へ

国有林野事業の造林及び製品生産事業請負契約における林野火災予防対策強化に係る林野庁長官通知の一部改正について

今般、国有林野造林及び製品生産請負事業箇所における林野火災の未然防止の徹底を目的として、造林事業請負標準仕様書及び製品生産事業請負標準仕様書が一部改正され、契約後に「林野火災防止に関する誓約書」の提出が義務づけられることとなりました。

事業者の皆様におかれましては、令和4年8月1日以降に公告された物件を契約された場合は、契約締結後の事業計画書とともに「林野火災防止に関する誓約書」をご提出ください。

なお、各事業の標準仕様書及び誓約書の様式については以下のリンク先よりご確認ください。

[掲載先]

造林請負事業

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

製品生産請負事業

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100722-1.html>

お問い合わせ

関東森林管理局

総務企画部経理課	契約適正化専門官	TEL：027-210-1149
計画保全部保全課	課長補佐	TEL：027-210-1178
森林整備部資源活用課	課長補佐	TEL：027-210-1186
森林整備部森林整備課	課長補佐	TEL：027-210-1184